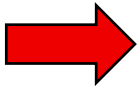


1 令和8年度出水期からの本校の非常変災時の対応について

令和8年度出水期（5月下旬）より、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する気象庁の防災気象情報について、以下の表のとおり、警戒レベルごとの運用が開始されます。

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のげ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める



引用：気象庁令和7年12月16日発表資料

これらを受けて、本校の非常変災時の対応についても、令和8年6月より以下の方針を適用します。

2 気象警報への対応方針

(1) 午前6時35分時点

a レベル3以上の警報、または大雪、暴風、暴風雪に関する警報が発表されている場合

ア 各務原市に発表

⇒全ての生徒は自宅や指定緊急避難所等の安全を確保できる場所にて待機や避難をしてください。

イ 各務原市以外に発表

⇒該当の市町村を居住地または、通学経路としている生徒は、自宅や指定緊急避難所等の安全を確保できる場所にて待機や避難をしてください。

b レベル3氾濫警報以上が発表されている場合

ア 木曾川中流に発表

⇒全ての生徒は自宅や指定緊急避難所等の安全を確保できる場所にて待機や避難をしてください。

※本校は、木曾川中流の洪水浸水想定区域（想定最大規模(L2)）に含まれていませんが、多くの生徒が同区域を通学経路として
いることから、安全を最優先とし、氾濫警報発表時には自宅待機等の対応をとることとします。

イ 木曾川中流以外に発表

⇒警報が発表された河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模(L2)）に、居住地や通学経路が含まれる生徒は、
自宅や指定緊急避難所等の安全を確保できる場所にて待機や避難をしてください。

午前6時35分以前に警報が解除された場合は、原則として通常授業通りの日課での授業を行います。

(2) 午前11時までに各務原市（氾濫警報の場合は木曾川中流）の気象警報が解除された場合

⇒気象警報解除の2時間後を目安に授業を開始します。

警報が継続して発表されている地域や交通機関の不通、登校に危険が伴う場合は登校には及びません。

その場合は、当日の授業は出席停止として扱います。

(3) 午前11時以降に各務原市（氾濫警報の場合は木曾川中流）警報が解除された場合

⇒当日の授業は中止とし、家庭学習とします。

(4) 登下校中に気象警報が発表された場合

⇒学校または自宅、指定緊急避難所等のいずれか近い場所に避難をしてください。

学校到着後に気象警報が発表された場合は、(5)に従ってください。

(5) 在校中に気象警報が発表された場合

⇒学校待機、保護者引渡しによる帰宅を原則とします。

レベル5 特別警報発表時は、保護者引渡しによる帰宅とし、生徒のみの下校は行いません。

気象状況や交通機関の状況等を鑑み、気象警報発表前に授業を中止して下校とすることもあります。

その場合は「すぐーる」等にて保護者に連絡をします。また生徒は、自宅へ到着したら直ちに学校に連絡してください。

3 地震発生時の対応方針

(1) 震度 5 弱以上の地震発生時

① 登校前に発生した場合

→自宅や指定緊急避難所等の安全を確保できる場所にて待機や避難をしてください。

② 登下校中に発生した場合

→広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅や学校、指定緊急避難場所等の安全を確保できる場所にて待機や避難をしてください。

授業の開始等については、学校より「すぐーる」等で連絡をします。

自宅が被災した、交通機関の不通、通学路が危険である場合は、登校には及びません。

③ 在校中に発生した場合

→学校待機の後、保護者への引渡しを原則とします。

交通状況や通学路の安全等が確認の上、下校とする場合もあります。

保護者と連絡が取れない、日没までの帰宅が困難な生徒は、学校待機を継続します。

震度 5 弱以上の地震発生後の下校等については、「すぐーる」等で連絡を行います。

自宅への到着確認も実施します。

※震度 4 以下であっても、状況によっては、臨時休業や授業打ち切り、保護者引渡し等を実施することがあります。

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

→日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとり、通常どおり授業を行うことを原則とします。ただし、必要と認めた場合は、休業及び休業期間を決定します。

→次の a～c に該当する生徒は、安全を確保できる場所に待機することを原則とします。

a 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する生徒

b 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じることが想定される地域に居住する、避難行動要支援者に当たる生徒

c 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

→日頃からの地震への備えを再確認し、後発地震に注意した行動をとり、通常の授業を行うことを原則とします。

(3) 土砂災害（特別）警戒区域について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、南海トラフ地震防災対策推進地域内の土砂災害特別警戒区域では、避難指示が出されることがあります。また、大きな地震の発生後は地盤が緩んでいることが想定されるため、気象警報の基準を引き下げて運用することがあります。

また、土砂災害警報が発表された際には、土砂災害（特別）警戒区域では事前の避難などが求められることがあるため、自宅が土砂災害（特別）警戒区域に該当をしているかについても必ず確認をしてください。

4 氾濫警報の洪水予報河川と洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）を含む市町村

新たな気象警報の運用に伴い、大雨・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪は、従来通り、市町村単位での発表となりますが、河川氾濫については、河川（洪水予報河川）ごとの発表となります。

学校や自宅が洪水予報河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）に含まれる場合は、自宅での待機または指定緊急避難所等の安全を確保できるところへの避難となります。

洪水予報河川と洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）については、各ご家庭にて、必ず確認を行ってください。

また、現在、洪水予報河川となっていない河川についても、今後、洪水予報河川への移行が促進されます。

各市町村のハザードマップ、気象庁のホームページなどで適宜最新の情報をご確認ください。